

毎週火、金曜日発行(但休日)に於ては翌日(認可)昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇監査公告 目次

昭和三十年度に係る各試験研究機関並びに指導機関の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第四百十八号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る各試験研究機関並びに指導機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十一年六月七日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫

同 近藤 伝 一

監査箇所	執行年月日
水産試験場	昭和三十一年四月 二日
木材工業指導所	同 四月 六日
農産加工所	同 四月 九日
蚕業試験場	同 四月 十九日
農業試験場	同 四月 二十四日
農業講習所	同 日
種畜場	同 四月二十五日
蘭検定所	同 五月 十日
林業試験場	同 五月 十二日
経営伝習農場	同 五月二十五日
水産試験場	昭和三十一年四月二日監査

監査委員 松本利治

一 当場の運営に關しては毎回の監査のつど指摘する如く、財政的制約を受け収入確保に汲々とし、本来の試

一 照和流調査七回、隠岐島堆漁調査二回及び深海漁業調査一三回等実施しているがいづれも沖合または深海漁業を対象としたものであり、また本年度は沿岸漁業試験として使用していた小型船が老朽のため払下し代船(鳥取丸一八、八七屯)を九月に購入したのであるが、引続き漁撈(山口県沖)に出航していたため本船による試験はほとんど行っていない。
 県当局は機船、底曳網漁業或いは巾着網漁業の発展に伴つて漁業資源は次第に減少し沿岸漁業不振の実情にかんがみ、魚群及び漁況の調査、漁法の改善その他試験結果の普及指導について試験場の運営計画並びに人的及び財政的配意が緊要と認められた。
 二 大山及び米子養魚場において養殖している紅鯉、鯉、

草魚等の処分状況を検討するに左表の通であつて甚だ多数の斃死を生じ増殖計画に著しいそごを来し尠からぬ欠損を招いているのみならず、これが原因の究明、爾後の措置対策等が放任されていることは最も遺憾である。本場及び主管課の善処を切望する。
 なお大山養魚場(養鯉)本年度より三ヶ年継続事業として三朝養魚場に切り換えるべく建設に着手しているが地元を始め関係機関の協力を得て早期実現に努力するとともに本建物諸施設の処分については遺漏のないよう留意されたい。また米子養魚場の運営については土地の確保水利権の便宜供与等に関連し基本的に考究すべき問題が多く認められるが現状を以てしては存続の意義が乏しいと思考されるので当局の慎重なる根本的措置を望む。

生産物飼育調査

昭和三十一年三月三十一日現在

種目	年令	前年度繰越総数	年度中異動数		現在飼育数	異動内訳						備考			
			増	減		生産	出荷	斃死	供試	減耗	寄贈				
紅鯉	3以上	三五六		三六一	三六六	八		三六六							
鯉	2	一四〇		一四〇	一四〇	六三		一四〇							
種卵	0	〇	〇	〇	〇	〇		〇							
稚魚	0	〇	〇	〇	〇	〇		〇							
親	6-7	一四	〇	一四	一四	一		一四							
鯉	1	三五		三五	三五	二		三五							
源五郎鮒	0	〇	〇	〇	〇	〇		〇							
草魚	2	〇		〇	〇	〇		〇							
鯉	2-15	〇		〇	〇	〇		〇							
色鯉	3	二五		二五	二五	九		二五							

三 漁撈試験操業中における漁獲物の取扱については前回強く指摘要望した如く、その後分任出納員制度を設けその処理を行わせていたが、殊に県外漁撈における現地処理について根本的検討すべきものがある。即ち、現地荷捌機関との代金の徴収或いは主任出納員への現金引継、その他事務処理に考究すべきものがある。現状を再確認し、適正且つ合法的処理が得るよう早期措置すべきである。

四 本場及び分場との業務運営を更に徹底すべきである。すなわち業務計画及び事業運営について本場、分場間の連携、不十分のため実施試験その他業務運営に支障を生じている点が認められるので、これが分場との連絡調整に遺憾なきを期せられたい。

本試験場が実施している増殖試験、水産化学試験、対馬暖流水域開発調査、未開発漁場調査、さば魚体調査等は主として境港分室及び大山丸を基幹として実施されているものであつて本試験場発行の昭和二十五年以

降の研究報告十九ノ中九及び資料三十五ノ中三は主として分室の担当になるものでありほかに資料九は本場分場の共同調査になるものである。一面本試験場の人員配置の状況は臨職を合して本場十、分室二、増殖関係三、試験船乗組関係十一、計二十六名となつており業務の実態と人員配置の関係に適正を欠く点があるように思料せられる。

このほか漁撈業者及び漁業用海岸局等外部機関との関係並びに物品購入出納事務等の現況をも合せ考へたとき本試験場の業務拠点の重点を境港に漸次移行する如く処置することが適切と思料せられるので検討せられたい。

五 経理出納その他事務処理について遺憾なものが認められたので当場はもとより本庁主管課並びに関係当局の善処を望む。なお歳出予算執行に当つて本場及び分場における出納事務、分場における物品購入その他会計事務に考究改善すべき余地があるので、とくに留意されたい。

木材工業指導所 昭和三十一年四月六日監査

監査委員 松 本 利 治

一 当所は木製品工業振興の基本的対策に則り鋭意業界発展に貢献すべく努力しているが前回強調した如く当所設置の目的達成は、業界に対する適切な行政的措置が先決問題である点にかんがみ、これが未措置と、なお当所に対する人事、予算及び施設の配意が十分でないため、当所並びに主管当局の努力にもかかわらず、大局的には格別の進展が認められない実情である。近く機構改革によつて工業試験場に吸収されることになつていのであるけれども、これが根本的諸問題の解決なくしては到底十分な成果を期待することが困難と認めるので、県当局の積極的配意を望む。

二 県下各業種を網羅する木材工業技術協会の結成を促進し、本年度実現を見たことは結構である。これが団体の助長とその協力による技術改善の推進に留意し、更にこれを契機としての業界の共同体制の確立に努力せられたい。

なお技術指導に努力しているが特に本年度鳥取市内において開催した展示会の成果を尠くないと思料されるので、その結果を検討し今後に資されたい。

三 本県の立地条件特に本県特産材と気象環境の影響は無視することのできなない重要な条件であり、従つて木材乾燥の問題は最も重視されなければならない。乾燥試験及び施設設置奨励の肝要なことはいうまでもないが、当所自体に乾燥施設が未だ設置されていないことは遺憾につき、県当局は特に考慮し早急善処されたい。

四 試作に伴う基礎的事項(加工設計記録等)及び処分に至る事務処理を一層明確にし、これらの諸資料は業界の技術指導に常に活用するよう留意されたい。なお試作中優秀なものがあるようであつたが、これらは業界において逐量産化の方向に指導するよう留意されたい。

五 経理出納その事務は適切と認められたが、原材料等を単年度予算をもつて購入し、備蓄されていない点、考慮を要する。

農産加工所 昭和三十一年四月九日監査
監査委員 大 西 節 夫

一 当所の事業運営に再検討を加え、根本的措置が望まれる。即ち過去の監査に指摘しているとおり、予算的措置と事業運営に困難性があり、勢い事業そのものが収益本位に陥り中でも醸造関係は収入全体の九割強を占め、企業的性格が強い、従つて当所の在り方についても種々考究の余地が認められるので、県当局はこの際確固たる運営方針を樹て真の本県農村工業の試験指導機関として活動せしむべきである。

二 本年度における主要事業を分析してみると次に示すとおり、商品生産に汲々として指摘できる。また加工技術面の指導に当つても一部のものを対象しているが要は試験研究結果が如何に広く県下に普及し、工業化に貢献するかに一層の配意と努力が必要と認められた。

別表

加工項目	収入額	同上の原材料 その他諸経費	在庫高
醸造(醬油)類	七二、五〇〇円	六四六、二六三円	七、六五五円
澱粉類	八、五三三	七、一四三	七、〇〇〇
漬物類	五、三三四	四、三三〇	—
びん、缶詰類	四八、七三三	三三、九七三	二、〇〇〇
計	(100,000) 八四、一六六	七五七、三二一	一五四、六五五

事業費

予算額	令達受額	支出済額	残額
一、三〇、〇〇〇円	一、一五、〇〇〇円	一、一四、五五〇円	三〇、四五〇円

(註) 本表は昭和三十一年三月三十一日現在調である。収入額欄の()は予算額である。

三 加工生産物の処分、特に売却方法及び売買契約内容について前回は指摘したが措置していないので、考究善処すべきである。

四 事務処理につき、次の点留意されたい。

- 1 生産数量の把あくがなされていないので、試験研究記録に使用品の数量及び出来高数量等附記しておくこと。
- 2 生産品の引継ぎ数量は払下可能なもののみである。製造全数量を引継ぎ厳正を期せられたい。
- 3 指導普及に関する記録を整備せられたい。

蚕業試験場 昭和三十一年四月十九日監査

監査委員 松 本 利 治

一 本場は、過去の監査結果に留意し逐次改善是正を加え努力していることは結構であるが、しかしながら依然として人的、施設面が運営上隘路となつていことを再確認した。即ち本問題については毎回県当局に対し強く指摘要望しているが何等措置されていないことは遺憾である。特に技術陣容については試験項目に比し、過少で充分成果が期し得ない面があること、臨

時職員のため身分に不安定感を抱かせていること、施設面においては、試験研究機関でありながら病理試験を行う施設(病理)蚕室及びこれに附随する器具もなすこと等であつてこれらの確保並びに充実整備については、本県蚕業振興上最も重要と思われるので重ねて県関係当局の再考を促したい。

二 優良蚕品種の育成研究の中、昭和二十五年から継続実施した蚕品種の改良育成研究は本年度完了し本春国の共通試験に供用できたことは喜ばしい。何れ共通試験結果が三十一年度に判明することになつては更に新品種の育成研究について早期多収穫桑園に関する試験、桑園の施肥改善合理化に関する研究と共に一層の努力を望む。

三 本場で行う各種試験調査結果は機を逸せず普及すべきであつて 特に蚕業技術の普及浸透については、蚕業指導機関が分業しているの該機関と密接な連け、いをとるほか刊行物によつて随時一般に流されているが要は、県下の蚕業技術普及員の活動に俟つところ

が最も大であるので主管当局は、技術普及員をして末端普及及浸透に一層努力すべきである。

四 事務処理上につき次の点留意されたい。
1 生産物引継の事務処理につき明確を欠く面があるので検討されたい。

農業試験場 昭和三十一年四月二十四日 監査

監査委員 松本利治
同 山本四郎

試験場は本場のほか東伯、西伯、両分場と津ノ井果樹分場及び、柿試験地を設置しているほか、県下各地に試験地を有し、農業に関する各種試験研究を実施しているのであるが、今回の監査はこれらの広汎な分場及び各試験地を包攬し、総合農業試験場としてその使命が如何に全うされているか特にその運営管理の状況について実施した。その結果、試験研究は農業技術の高度化、経営の合理化、生活改善等の面に研究範囲が拡大され、一般農家に最も近接した実質的な研究が取り上げられていること

は恊に適切な運営と認めた。しかしながら場本来の総合運営については、いまなお考究の余地が多い、即ち、試験研究体系の確立、農民に対するサービスの改善、一般的には、職員陣容の適正配置、施設設備の充実、財政効率の向上、事務運営の刷新等内部組織、運営の合理化に再検討を加え、能力の充実に更に努力すべきである。また県関係当局としてもこの際組織機構並びに職員の合理的配置、予算の構成措置特に試験研究結果の普及浸透による活用等について考慮し、本県総合農業試験場として、その機能を充分發揮せしむるよう格段の配意を望む次第である。

一 原種ほ場の確保と原種の供給力の増強について考究すること。

本年度における稲原種の供給状況は、農業改良課を通じて採種ほ用として市町村に配布したものが二八石、その他本場が直接関係機関等に配布したものが約二〇石余であつて、これを本県の品種改良及び種子更新計画から見ると未だその目標量に達していない実状である。

本場の現有ほ場は各種試験及び原種ほ、並びに原種ほに充て一部(一反三畝歩二毛作)を農林省統計調査事務所に提供しているが、原種ほ場の不足により原種の供給が困難とされているので県当局は何等かの対策を考究されたい。

なお各市町村における採種ほの運営管理についてみるに、不合格ほ場、或いは不合格種子が若干認められまた採種種子を活用してない向もあつたようであるので、折角配布した原種の処理普及については、本場を充実強化してその指導に当らしめるか或いは、農業改良普及員等をして確実に指導確認させる等主管当局は考究善処されたい。

二 委託試験における財源措置について県は配意すること。

各種委託試験の積極的推進については、しばしば指摘しているところであるが、財政事情により措置が充分でない。本年度も国の委託事業として営農試験等、各種試験を実施しているが、試験委託に対する事業費僅

少のため、現地指導に徹底を欠ぐものがあるので、財源的措置を講ずべきである。

三 本年度から県下各地に移動試験場を設置し相当の効果を挙げていることは適切な施策であるが、これが運営については、関係機関と連絡を密にし試験結果の普及徹底につき一層の配意が必要である。

四 西伯分場の運営について配意すること。

当場は砂丘地における蔬菜類の品種改良並びに栽培法について意を用い試験研究を実施しているが、前回は指摘したとおり、各種試験に伴う設計並びに計画が公的に整備されていなかったため、個々の試験研究による諸記録は、公的に整備し、その過程は常時場長及び分場長がは、あく、でき得るよう明確にしておくべきである。

五 東伯分場の管理部門について特に配意すること。

当場は主として国の麦類指定事業に伴う各種試験研究を行っているが、専任分場長(本場長兼務)が欠員のため常時の運営管理に充分でない面がある。殊に各種

試験項目に対する計画、設計、その他研究過程等は各担当者で記録されているが、場としての全体設計計画は公的に整備されていなかったもので、単年における全体計画を樹立しその研究過程は明確にしておくことが必要と思う。

六 本場におけるほ場の確保の必要については前述したが、このほかなお本場における穀物倉庫、東伯分場の病理育種試験に必要な実験器具、並びにほ場の拡張或いは中晩稲試験におけるかん水施設、堆肥舎、津の井分場における実験室、炊事場及び風呂場等緊急を要するものがあるので当局の配慮を望む。

七 新規事業による事務量の増加に伴つて人員の整備が必要である。殊に農産部主任及び東伯分場長の欠員並びに要注意の不健康者が本場三、東伯分場一、西伯分場二の多くを数えている現状である。内部組織の統合整理と人員の増員配置について配慮を要すると認められた。

八 事務処理の合理化につき更に考究すること。

試験研究機関において従来技術面に重点が置かれ事務面には比較的関心が薄いようであったが、近年県の財政事情等もあり生産収入確保に努力しているので、研究部内と事務部内との調整に死角円滑を欠き、非能率的となる傾向が認められる。特に本場は各部門から細部の生産計画を事務的に徴しているが財政効率上これを十分に活用していない等の事例も少くない。

また分場等現地機関との生産物引継、処分その他事務処理についても更に考究の余地がある。

一 生産物売却に伴う調定は、一定期間取まとめ調定しているもの及び調定期日の遅延しているものがあり中には収入調定しているものがあつたので、正規に処理すること。

二 生産物の生産量の把あくが行われていない。売却価値のあるものを正規に出納員引統としていたが、全生産数量を引継ぎ処理すること。

三 西伯分場の作業日誌はそのつど整備し、作業行程

を明確にしておくこと。
4 生産物(給食転用等)の処分内容が不明確であつた。

農業講習所 昭和三十一年四月二十四日監査
監査委員 松本利治
同 山本四郎

本講習所の運営は概ね適切と認められたが、施設設備の充実強化について一層の努力を払われたい。
なお本講習所卒業生の就職斡旋について一段の配慮を望む。

種 畜 場 昭和三十一年四月二十五日監査
監査委員 松本利治
同 山本四郎
同 近藤伝一

種畜場は、本場のほか有畜営農指導所(上中山)温泉利用畜産加工所(浜村)及び米子ふ卵場を併設し業務運営の円滑な推進に努力されてきたが、近くこれらの附属機

関は、それぞれ本場に吸収されることに決定しているようであるので今回の監査は、特に業務運営の管理状況及び附属機関吸収に伴う今後の在り方等につき実施した。その結果場本来の総合運営については、今後特に検討すべき問題が多く認められた、即ち場長以下職員は逐年人的、財政的種々制約を受けながら本県畜産振興上分野開拓に苦心と努力を払っているが、個々の事業内容を検討してみると、労務職員に比し業務量が過大であり、且つ予算的配慮も充分でなく事業そのものの完璧が期し難く、殊本県畜産改良発達に格別の配慮すべき時期において場本来の使命を全うすることができ難い実状が窺れたことは憂慮に堪えない。また、附属機関の本場吸収に伴う機構の縮少、事業財源の配慮或いは新に設置される山陰酪農講習所との関連性等幾多の問題が横たわつているのでこれらの緊要問題について、県当局は、この際適確なる方針を樹て、現地機関をして積極的業務の推進を図らしめ試験研究の成果を本県畜産行政施策に充分活用することが財政効率上もつとも肝要と認められるので特

に慎重を期し、適切なる措置を構するよう強く要望する。

一 人工授精の普及及透過について積極的努力すること。
場内繋養種畜の種付はほとんど人工授精による精液供給であつて、その供給状況は前年度に比し稍々上昇している。しかし乳牛については、本年度から県酪連の組織を通じて一元化しているので比較的容易になつてはいるが、和牛については、従来から兎角民間団体との関係もあつて困難のようであるのでこの際は、適切なる措置を講じ関係機関をして末端普及及透過に努力せしむべきである。なお本場と家畜保健衛生所との有機的運営についても、特に主管当局の考究を望む。

二 事業量と勘案した機械の導入整備及び労務職員の確保について予算的配慮すること。

本件については、冒頭にも述べた如く、諸般の業務に比し労務過重となつている。殊に職員の適正配置については、毎回強く指摘要望しているが特に事業規模からして労務職員に不足を生じ、試験研究に専念すべき

職員が労務管理に追われている。また昨年度導入した機械力によつて幾分労力は補つているけれども未だ附属品も完全に整備されずその機能を充分發揮していない現状にあるので、労務管理については機械力の整備、場農夫の雇傭或いは場傭人夫等によつて補うべくと思われるので、この点関係当局の配慮を望む。なお場にあつても事業量の分析に着手しているがこれが完遂を俟つて事業計画及び内部組織の運営合理化に再検討を加へ能力の向上に一層努力されたい。

三 適家畜頭数とほ場管理について考究すること。
本件については前回指摘した通り、繋養家畜頭数に比しほ場面積が充分なく、自給飼料は前回よりも増量を示しているけれどもなお必要量に不足している。即ち、ほ場の高度利用による輪作計画及び肥培管理と改良増産或いは、未墾地開発等なお一層努力を要する事項が少くない。殊に現在管理している繋養家畜に対する飼料給与標準さえも算定されていないので、本場としての飼養家畜の給飼量は基礎的に算定し、適正ほ場の管

理を行い飼料対策を構することが緊要と認められた。
四 附属機関吸収に伴う総合運営管理について特に配慮すること。

有畜営農指導所並びに畜産加工所の本場吸収に伴う県の方針及び具体的事項は監査当時未だ決定されていなかったが、特に有畜営農指導所は経営伝習農場及び近く新設される山陰酪農講習所との関連性も強く、また畜産加工所は、全国随一の温泉熱利用施設であるので、両機関の今後の総合運営に当つては、更に本場と一層有機的結合をはかり得るよう特に慎重を期されたい。

五 ジャージー種の導入について考究すること。

大山地域集約酪農指定に伴つて本県の酪農振興は著しく活潑化してきているが、現在県下に飼養されている乳牛はすべてホルスタイン種であつてジャージー種は未だ導入されていないので、県としても試験的かつ見本的に本場にジャージー種を導入し山間地における立地条件、飼養管理等の適否、その他各種経済調査を行わしめ、高度の集約酪農の開拓に資することが緊要と認め

た。

六 家畜の飼養管理につき留意すること。

即ち和牛(種牡牛)を始め各種の家畜類から生産される家畜の管理及び引継に責任分野の不明確のものがあつた。また飼育中における異動及び処分に対する販売価額等につき慎重を要するものがあつた。なお飼育中における斃死及び予防措置について前回にも強く指摘した如く更に考究努力されたい。

七 家畜の肥育経済調査並びに試験を実施し相当の効果を挙げていたが、試験結果による飼育効果及び肥育管理方法等の普及及透過に努力されたい、また加工所における育雛検定試験、市販各種飼料の経済比較試験及び疾病予防試験等は有効なる試験研究と思うので、更にこれを継続するとともに一般関係者に周知浸透せしめることが必要と認められる。

八 経理出納その他事務処理については、前回も強く指摘要望しているところであるが、いままなお考究改善の余地が認められるので早急に再検討されたい。即ち会

計事務と技術面に伴う事務の連携、生産物の管理取扱い、出納事務における引継関係事業の一貫性による能率的処理ができて得るよう工夫し事務の刷新を図られたい。

繭 検 定 所 昭和三十一年五月十日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 大 西 節 夫

一 本年度業務実績は繭検定五九五件、鑑定四九二件、繰糸試験受託乾繭量六五七貫余、乾燥試験八九貫余及び空閑期活用繰糸三、四七九貫余(乾繭)を挙げているが、これを前年度と比較すると繭検定及び鑑定業務は若干増加し、その反面委託繰糸、乾繰試験及び空閑期における研究繰糸はそれぞれ低下している。これは受託件数の減少と研究繰糸において作業時間の短縮等によるものである。なお本年度は原料繭の購入価格に比し生糸価格の低落によりその運営は容易ならぬもの

があつたにもかかわらず独立採算を堅持していたことは結構であるが生糸の出荷販売に対する一層の配意を望む。すなはち生糸市価の予測は容易でないが、しかし概ね年間を通じて品薄期に高値を示すことは通例である。当所の生糸出荷期日、出荷数量、就中政府売等の実績を見ると、出荷販売に対する一層の配意を希望したい。

二 原料繭の検収事務は一層正確を期すること。空閑期における研究繰糸用原料繭は製糸業者と協定し本年度八、五八六貫余購入しているが、それぞれ担当者の検量記録が充分でなかつたので購入繭の受領並びに発送に際し相手方から送状を発行せしめるか、或いは担当者が発送伝票を製するか等により出納員に引継ぐよう検収事務の正確化に留意されたい。

三 業務計画の合理的樹立推進について配意すること、年内の業務計画は一応樹立されているがその内容に検討の余地がある、殊に多数の従業者は特殊な検定技術を必要としその研修も容易でなく、且又 作業面に

いても多角であるので特に綿密な計画を樹てることにより一層経営面における作業能率の向上を期することが考えられるので考究されたい。

四 繭検定委託繰糸試験等によつて生産される料糸、生糸或いは残繭等の引継、還付は明確に処理すること、なお繰糸試験用生繭に対する養蚕連指導費負担を当所に転嫁せしめんとする問題が生起しているようであるが(従来は紡織業者負担)当所運営上影響が尠くないので関係方面と協議円満廻避するよう善処されたい。

五 経理出納その他事務処理については適正に処理されているものと認められたが、副産物の処理に慎重を期すること。

林業試験場 昭和三十一年五月十二日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 利 治

当場は、昭和二十九年当初議会の同意に得て鳥取市に設置することに決定し、これが建設費一千万円をもつて

建設に努力したが、種々の事情によつて初年度において敷地買収費二百六十余万円執行、建設本工事を翌年度繰越とし漸く三十年九月一日現在地において、業務開始したのであつて、今回の監査は、その初年度に対するものである。しかしてその結果本年度は、前記した通り建設が時期的に遅れ業務開始が年度中途であつた関係上真に試験研究機関としての機能を充分に發揮する域に達していなかつた。殊に、施設設備の充実強化或いは人事組織及び運営の適正合理化等について留意検討が認められるので、この点県当局並びに関係者は、特に留意し真に本県林業界と直結した試験研究機関として運営せしめるよう要望する。

一 本場は、場長以下十二名(内研究員八名)により九月一日から業務開始し、造林(更新及び撫育)森林経営及び作業、森林経済、保護土じょう、気象並びに林業種苗、特殊林産物の加工利用等に関する林業諸般の試験研究調査に当ることになつていたが、本年度は設立初年度でもあり殊に、施設設備の整備に忙殺され事

業としては僅か基礎的事項のものほか、沖の山杉の品種分別、適地、適木調査等実施したのみであつたので、今後業務遂行には格段の努力を払わねばならぬ。

二 苗ほに使用する土地敷地はもともと地盤が低く、土質並びに排水不良のため苗ほに適する客土を、三十年度追加購入した土地九九九坪に対し実施していたが、客土事業が時期的に遅延し適期を逸していたことは遺憾である。試験研究運営の総合的見地並びに財政効率の面から適期を失ふることのないようその運営の合理化に特に留意されたい。

三 冒頭にも述べた如く当場は建設途上にあつて未だ試験研究機関としてその機能を十分発し得る段階に至つてない。殊に分場及び試験地の設定並びに堆肥舎設置或いは内容設備の充実等速急に整備を要するものもあるが、財政的に制約され、眞の試験研究調査の継続に支障行詰つた点が多く運営上困難を生じているので関係当局は施設整備計画の推進とその充実に配慮されたい。

四 本場研究員八名のうち半数は臨時的職員で不安定な条件に置かれていたが、技術を要する職責にあるので試験研究に精励せしむるためにも、常に不安な状態に置かないようその処遇について人事当局は考慮されたい。

経農伝習農場 昭和三十一年五月二十五日 監査
監査委員 松本利治
同 山本四郎

本場は農業改良普及事業の一環として新制中学卒業生を本科生、高校卒業生を研究科生とし(修業期間一ケ年)場生を收容し、総合的農業経営に必要な技術の伝習を行い中堅青少年の養成機関として、その使命達成に努力しているのであるが、今回の監査は合理的農業経営形態の伝習が如何に推進されているかに特に留意し事業運営について実施した。その結果場長以下職員生徒の熱意と努力によつて、逐年伝習農場としての体制確立の跡が認められたことは結構である。しかしながら教育環境特に建

物及び施設の不完備によつて運営上種々支障或いは行詰りを来していることが多く窺れたことは遺憾である。即ち、場生の募集にしても一般の認識理解が乏しく施設の貧弱は入場にも力を欠き、定員確保すら容易でない現状にかんがみ県当局はこの際実状を再確認し、財政的措置を講じ、適切、効率的運営を図らしめるよう特に配慮されたい。

一 施設整備の計画推進について県は配慮すること。

昭和二十七年年度から策定した施設整備六ヶ年計画をやり直し本年度から更に四ヶ年計画を樹立し、その第一年次とし本館並びに畜舎(事業費二、九七二、〇〇〇)の建築を見たことは結構であるが、第二年次以降の計画推進については現在見送り状態となつていたもので、これが推進について県当局は特に配慮されたい。なお冒頭にも述べた如く生徒募集にしても或いは本場運営上の隘路打開は建物施設の完備が先決問題と思はれるのでこの点関係当局の再考を促したい。

二 場経営の考察と経営知識の伝習に一層配慮すること。

と。ほ、場管理は、本年度から更に酪農経営を中心とする経営に切り替るべき作付計画の変更等を行つていたが、広大なほ場面積を有し総合的経営計画の樹立、就中、各種生産部門別の耕種設計、加工実習における経営上の考察並びに、特殊土壌地帯に欠くことのできない堆肥の造成等農場管理上の合理的設計に特に留意工夫が必要である。なお生産収入の増強を期待するには或る程度の資本の投下が必要であるので生産収入と経費との合理的増額について検討の要があると認められる。更に本場の使命にかんがみ労働面のみでなく、経営知識の伝習指導には一層考究配慮されたい。

三 経理出納その他事務の適正合理化と簡素能率化を図ること。本場は自立自営の観点から農場生産物の大部分を生徒給食として消費しているのであるが、各生産部門別はその生産状況が明確でなくその処理についても特に事務面と技術面における責任所在も詳でなかつた、殊に生産物の引継、処分、その他給食事務等工夫刷新する事項も少くなく且又、経理、出納事務におい

ても適正合理化を図る面があるので特に留意されたい。
い。なおこの際主管課においても事務指導に配慮されたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行

鳥取県鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町

印刷

印刷

印刷